

# 年末一時金に関する要求書を提出！

首都大学東京労働組合は、2014年11月5日（水）2014年度年末一時金に関する要求書を提出し、団体交渉を行いました。

組合は、年末一時金2.5月分を全額期末手当とすること、および非常勤職員にも一時金を支給することを要求しました。

これに対して当局側からは、東京都人事委員会勧告（15年ぶりの例月給引き上げ、7年ぶりの特別給引き上げ）などをふまえて、これまで培ってきた労使の信頼関係をもとに協議していくことが表明されました。

なお、この団体交渉のために事前に行われた10月31日（金）の専門委員会の場では、年末一時金に関するやりとりの他に、新任用制度にともなう引き継ぎ教員の賃金差別問題交渉が当局側の都合により延期されたことに対して、組合は抗議しました。当局側からは、交渉が始められるよう準備をすすめているという応答がその場ではありました。

組合は、年末一時金の要求実現をめざすとともに、「賃金差別を容認する大学に未来はない」という立場から、この問題の解決をめざして交渉を行っていきます。

引き続き、組合員のみなさんからの声をお寄せください。

**【組合】** 本日は、年末一時金の要求をいたします。詳細については、後ほど書記長が説明します。

先日、当局より人事院勧告および東京都人事委員会勧告の概要の説明と当局の状況認識について、承りました。

両勧告は、民間の春闘の結果を反映しているとは、到底言えない内容です。一時金についても、東京の企業規模1000人以上では、4.60月であることが東京都人事委員会勧告の資料からも明らかとなっています。

今年4月から消費税が増税となっています。公立大学法人首都大学東京に働く私たち教職員の生活は、円安による食料や燃料費の上昇、消費税増税によっていっそう厳しさを増しています。とくに一時金が年間4月分を下回っている現状は早急に改善する必要があります。

また、両勧告では、単身赴任手当の改善が勧告されています。また、国では、交通用具利用者の手当の改善も勧告されています。法人に勤務する教員の給与は年俸制で、年俸に単身赴任手当、扶養手当、住居手当が含まれていると法人は説明していますが、国立大学や都内の私立大学との給与を比較してみると、こうした説明が成り立たないことは明らかです。

組合の要求を真摯に受け止め、11月14日までに、回答を求めます。

昨年からの協議を続けている教員人事制度交渉についてです。この間の当局の交渉姿勢は、極めて遺憾です。そもそも、来年4月からの新制度移行のためには、10月には助教の審査の手続きを行うとして、交渉期限を9月末としてきたのは当局です。ところが、当初提案は多くの教員が研究のため、大学に不在となることの多い夏休み期間でした。また、10月中下旬に再設定した交渉期限についても、ぎりぎりになって再度の延期を求めてきたのは当局です。

当局提案も、組合がこの間に要求してきた内容から程遠いもので、交渉期限までにまとめようという姿勢が当局側にまったく感じられません。無期雇用が前提の制度改正であり、組合は、これまでの雇用形態による給与差別の解消を求めています。

非任期教員も、毎年の年度評価を受けており、評価結果は任期制教員と変わらないことは、当局も認めてきたことです。そして「任期制には、再任されないというリスクが伴う」というのが、給与差別に関する当局の説明でした。組合は、こうした当局の説明を容認するものではありませんが、来年4月以降は、こうした説明には何の根拠も説得力もなくなります。

2020年には、東京でオリンピックが開かれます。オリンピック憲章では、差別の撤廃・禁止を唱っています。オリンピック開催都市は、オリンピック憲章を遵守しなければなりません。非任期教員への差別賃金を引き継ぐようなことがあるとすれば、設置者である東京都はオリンピック開催都市としての適格性を

問われることになりかねません。

当局は、組合要求を十分に検討し、交渉姿勢を改めて、テーブルにつくよう求めます。

私からは、以上です。

**【当局】** ただ今、「年末一時金に関する要求書」を承りました。

また、これまでに皆さんから、人事、給与制度に関する要求をいただいております。要求については、現在、真摯に検討しているところでございますが、現時点での私どもの基本的な認識をいくつか申し上げます。

まず、教職員の給与についてです。都の人事委員会の勧告は、平成11年以来、15年ぶりの例月給引上げ、特別給も7年ぶりの引上げ、との内容となりました。

言うまでもなく、法人教職員の給与は、法人として自主的、自律的に決定するものですが、その前提として地方独立行政法人法が定めるとおり、民間企業の賃金情勢や国、都等の動向など、社会一般の情勢に適合したものでなければなりません。

また、御承知のとおり本法人の運営はその大半を都からの交付金により支えられています。今後とも引き続き、東京都の理解と支援を得ながら自主的、自律的経営を行っていくためには、教職員の給与について、十分に社会的な説明責任を果たせるものでなければなりません。

現下の民間企業の賃金情勢や、都の人事委員会勧告等を考慮すると、地方独立行政法人法で求められる社会一般の情勢への適合の観点から、教職員の年間給与水準について、適切に対応していかなければならないと認識しています。

私どもとしましては、給与制度の検討にあたり、これらの課題認識に加えて、これまでの法人の取組、教職員の構成等の状況を踏まえていく必要があると考えております。

なお、東京都派遣職員については、東京都において、職員の給与に関する条例の改正があった場合、職員派遣に係る取決め書により、東京都と同様の措置を取ることになります。以上、給与について申し上げます。

次に、教職員の人事制度についてです。

教職員人事制度につきましては、平成27年4月1日から、教員について、教授、准教授は任期の定めのない雇用とするなどの任用制度等の改正を行うとともに、職員について、常勤契約職員制度の廃止等をするなどの見直しを行いました。

また、改正後の任用制度を踏まえた教員の給与制度については、平成27年4月1日以降新たに教員となる者に対して適用する職務基礎額について見直しを行ったところであり、現在、現に在籍している教員の職務基礎額の見直しについて、皆さんと交渉をしているところです。

たいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。  
私からは以上です。

以上、現時点での基本的な認識を申し上げます。  
いずれにいたしましても、これまで培ってきた労使の信頼関係をもとに、誠意を持って、皆さんとの協議に全力で取り組んでまいり

2014組発第2号  
2014年11月5日

公立大学法人首都大学東京  
理事長 川淵 三郎 殿

公立大学法人首都大学東京労働組合  
中央執行委員長 荒井 文昭

### 年末一時金に関する要求書

公立大学法人首都大学東京に働く私たち教職員の生活は、円安による食料や燃料費の上昇、消費税増税によっていっそう厳しさを増しています。とくに一時金が年間4月分を下回っている現状は早急に改善する必要があります。

首都圏に暮らし働く教職員は、高物価・高家賃、長時間通勤など、他県・他都市と比べて、特別に高い経済的負担と厳しい生活条件に置かれています。また職員は、定数削減など勤務条件の厳しさが増すなかにあっても、大学・高専の職務に、日夜懸命に努力しています。教職員は、年末一時金の改善に期待を寄せています。本日、下記のとおり、要求書を提出いたしますので、誠意ある回答を求めます。

### 記

1. 年末一時金について、2.5月分を12月10日までに支給すること。支給にあたっては、全額期末手当とすること。
2. 非常勤職員にも一時金を支給すること。
3. 以上の回答を、11月14日（金）までに行うこと。

## ～今年もやります！ 大望年会～

☆日時…12月18日(木)午後6時～

☆場所…南大沢キャンパス

ルヴェソンヴェール（国際交流会館内）

詳細は追って  
お知らせします



### 文系・事務支部よりご案内

この企画は、文系・事務支部以外の方、  
組合未加入の方もご参加いただけます。

#### ① 教職員懇談会

テーマ《困っていること》

○日時：11月17日（月）

12:30～13:20

○場所：91年館多目的ホール

※お昼をご用意しますので、

11月7日（金）夕方までに、

お近くの支部委員

または組合事務室へ

#### ② ミニ講演会

○日時：12月8日（月）18:15～

○場所：学術情報基盤センター

○講師：谷口 央さん（人文・社会系 歴史・考古学教室）

○内容：江戸時代の多摩に来た象とその後

一本学所蔵の資料を読み解くことから

8代将軍徳川吉宗の時代、ベトナムから日本に象がやってきました。その象は多摩郡中野村の源助に払い下げられ、そこで亡くなりました。本講演では、その実態について、残される資料を読み解くことから見ていきます。

※本学図書館所蔵の江戸時代の古文書も見せていただく予定です。